

商標法に関するシンガポール条約

## 商標法に関するシンガポール条約

### 目次

- 第一条 略称
- 第二条 この条約が適用される標章
- 第三条 出願
- 第四条 代理及び送達のための宛先
- 第五条 出願日
- 第六条 二以上の類に属する商品又はサービスに係る単一の登録
- 第七条 出願及び登録の分割
- 第八条 書類
- 第九条 商品又はサービスの分類

第十条 氏名若しくは名称又は住所の変更

第十一条 権利の移転

第十二条 誤りの訂正

第十三条 登録の存続期間及び更新

第十四条 期間を遵守しなかった場合の救済措置

第十五条 パリ条約を遵守する義務

第十六条 サービス・マーク

第十七条 使用権の記録の申請

第十八条 使用権の記録の修正又は取消しの申請

第十九条 使用権が記録されていないことの影響

第二十条 使用権の表示

第二十一条 却下し、又は拒絶しようとする場合の意見

第二十二条 規則

第二十三条 総会

第二十四条 国際事務局

第二十五条 改正又は修正

第二十六条 締約国となるための手続

第二十七条 千九百九十四年の商標法条約及びこの条約の適用

第二十八条 効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日

第二十九条 留保

第三十条 この条約の廃棄

第三十一条 この条約の言語及び署名

第三十二条 寄託者

## 第一条 略称

この条約の適用上、明示的に別段の定めがある場合を除くほか、

- (i) 「官庁」とは、締約国により標章の登録を委任された機関をいう。
- (ii) 「登録」とは、官庁による標章の登録をいう。
- (iii) 「出願」とは、登録の出願をいう。
- (iv) 「書類」とは、願書又は申請書、宣言書、通信文その他の出願若しくは登録に関する情報であつて、官庁に提出されるものをいう。
- (v) 「者」というときは、自然人及び法人をいうものとする。
- (vi) 「名義人」とは、標章登録簿に登録の名義人として表示されている者をいう。
- (vii) 「標章登録簿」とは、全ての登録の内容、全ての登録に関して記録された全ての事項の内容等の情報が集積したものであつて官庁が保管するものをいい、当該情報が蓄積される媒体のいかんを問わない。
- (viii) 「官庁に対する手続」とは、出願又は登録に関し官庁に対して行う手続をいう。

(ix) 「パリ条約」とは、千八百八十三年三月二十日にパリで署名され、その後改正され、及び修正された工業所有権の保護に関するパリ条約をいう。

(x) 「ニース分類」とは、千九百五十七年六月十五日にニースで署名され、その後改正され、及び修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に基づいて作成された分類をいう。

(xi) 「使用权」とは、締約国の法令に基づく標章の使用のための使用权をいう。

(xii) 「使用权者」とは、使用权を与えられた者をいう。

(xiii) 「締約国」とは、この条約を締結している国又は政府間機関をいう。

(xiv) 「外交会議」とは、この条約の改正又は修正のための締約国の会合をいう。

(xv) 「総会」とは、第二十三条に規定する総会をいう。

(xvi) 「批准書」というときは、受諾書及び承認書を含めていうものとする。

(xvii) 「機関」とは、世界的所有権機関をいう。

(xviii) 「国際事務局」とは、機関の国際事務局をいう。

(xix) 「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。

(xx) 「規則」とは、第二十二条に規定するこの条約に基づく規則をいう。

(xxi) 各条においてこの条約の規定を引用するときは、当該規定に係る規則の規定を含むものとする。

(xxii) 「千九百九十四年の商標法条約」とは、千九百九十四年十月二十七日にジュネーブで作成された商標法条約をいう。

## 第二条 この条約が適用される標章

### (1) 「標章の本質」

締約国は、自国の法令により標章として登録することができる標識等によって構成される標章について、この条約を適用する。

### (2) 「標章の種類」

(a) この条約は、商品に関する標章（商標）、サービスに関する標章（サービス・マーク）並びに商品及びサービスの双方に関する標章について適用する。

(b) この条約は、団体標章、証明標章及び保証標章については適用しない。

### 第三条 出願

- (1) 「願書に記載し、又は添付するもの及び料金」
  - (a) 締約国は、願書に次のものの全部又は一部を記載し、又は添付するよう要求することができる。
    - (i) 登録の申請
    - (ii) 出願人の氏名又は名称及び住所
    - (iii) 出願人がいずれかの国の国民である場合には当該国の名称、出願人がいずれかの国に住所を有する場合には当該国の名称及び出願人がいずれかの国に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する場合には当該国の名称
    - (iv) 出願人が法人である場合には、当該法人の法的性質並びにその法令に基づいて当該法人が設立された国の名称及び該当するときは当該国の地域であつてその法令に基づいて当該法人が設立されたものの名称
    - (v) 出願人が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所
    - (vi) 次条(2)(b)の規定に基づき送達のための宛先を要求する場合には、当該宛先

- (vii) 出願人が当該出願人が行った先の出願に基づく優先権を主張する場合には、当該先の出願に基づく優先権を主張する旨の申立て並びにパリ条約第四条の規定に従って要求されるときは当該優先権の申立てを裏付ける表示及び証拠
- (viii) 博覧会において商品又はサービスを展示したことによって生じている保護についての利益を出願人が主張する場合において、自国の法令が要求するときは、その旨の申立て及びこれを裏付ける表示
- (ix) 標章を表す少なくとも一のもの（規則で定めるところによる。）
- (x) 該当する場合には、標章の種類及び当該種類の標章に適用される特定の要件を記載した陳述（規則で定めるところによる。）
- (xi) 該当する場合には、自国の官庁によって使用される標準文字で標章が登録され、及び公告されることを出願人が希望する旨の陳述（規則で定めるところによる。）
- (xii) 該当する場合には、出願人が標章の識別性のある特徴として色彩を主張することを希望する旨の陳述（規則で定めるところによる。）
- (xiii) 標章の全部又は一部の音訳

(xiv) 標章の全部又は一部の翻訳

(xv) ニース分類の類に従って類別された登録を求め商品又はサービスの名称（類別された商品又はサービスの各群の前には当該群が属する同分類の類の番号を付するものとし、同分類の類の番号の順序で各群を表示する。）

(wi) 自国の法令が要求する標章の使用意思に関する宣言書

(b) 出願人は、(a)(wi)に規定する標章の使用意思に関する宣言書に代えて、又はこれに追加して、締約国の法令によって要求される標章の実際の使用に関する宣言書及び証拠を提出することができる。

(c) 締約国は、出願に関し、料金を自国の官庁に支払うよう要求することができる。

(2) 「二以上の類に属する商品又はサービスに係る単一の出願」

二以上の商品又はサービスに係る出願については、当該商品又はサービスがニース分類の一の類に属するか二以上の類に属するかにかかわらず、一の願書で行うことができる。

(3) 「実際の使用」

締約国は、使用意思に関する宣言書が(1)(a)(wi)の規定に従って提出された場合には、出願人に対し、自国

の法令によって要求される標章の実際の使用に関する証拠を当該法令で定める期間内に（規則で定める最  
小限の期間についての規定に従うことを条件とする。）自国の官庁に提出するよう要求することができる。

(4) 「その他の要件の禁止」

いかなる締約国も、出願に関し、(1)及び(3)並びに第八条に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。特に、次の要件については、出願が係属している間を通じて要求することができない。

- (i) 商業登記簿の証明書及び抄本を提出すること。
- (ii) 出願人が工業上又は商業上の業務を行っている旨を表示し、及びこのことについての証拠を提出すること。
- (iii) 願書に記載された商品又はサービスに係る業務を出願人が行っている旨を表示し、及びこのことについての証拠を提出すること。
- (iv) 標章が他の締約国又は締約国でないパリ条約を締結している国の標章登録簿に登録されていることについての証拠を提出すること。ただし、出願人がパリ条約第六条の五の規定の適用を主張する場合

は、この限りでない。

(5) 「証拠」

締約国は、自国の官庁が願書に記載された事項の真実性について合理的な疑義を有する場合には、出願の審査において証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

第四条 代理及び送達のための宛先

(1) 「業として手続をとることを認められた代理人」

(a) 締約国は、自国の官庁に対する手続のために選任される代理人について、次のことを要求することができる。

(i) 出願及び登録に関して官庁に対し業として手続をとる権限を関係法令に基づいて有すること並びに該当する場合には官庁に対し業として手続をとることを認められていること。

(ii) 当該代理人の宛先として当該締約国が定める領域内の宛先を設けること。

(b) 締約国の官庁に対する手続に関し、(a)の規定に基づき当該締約国により適用される要件を満たす代理人による又は当該代理人に対する行為は、当該代理人を選任した出願人、名義人その他の関係する者に

よる又はこれらの者に対する行為としての効果を有する。

(2) 「代理の義務付け及び送達のための宛先」

(a) 締約国は、自国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所のいずれも有していない出願人、名義人その他の関係する者に対し、自国の官庁に対する手続をとるに際し代理人によって代理されるよう要求することができる。

(b) 締約国は、(a)の規定に基づいて代理人を要求しない場合には、自国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所のいずれも有していない出願人、名義人その他の関係する者に対し、自国の官庁に対する手続をとるに際し当該領域内に送達のための宛先を有するよう要求することができる。

(3) 「委任状」

(a) 締約国は、出願人、名義人その他の関係する者に対し自国の官庁に対する手続において代理人によって代理されることを認め、又は要求する場合には、出願人、名義人その他の関係する者の氏名又は名称を記載した別個の書類（以下「委任状」という。）において代理人を選任するよう要求することができる。

る。

(b) 委任状は、当該委任状において特定する一又は二以上の出願又は登録に係るものとすることができるものとし、選任を行う者が記載したものを除くほか、当該者に係る既存の及び将来の全ての出願又は登録に係るものとするができる。

(c) 委任状は、代理人の権限を特定の行為に限定することができる。締約国は、代理人が出願を取り下げ、又は登録を放棄する権限を有する根拠となる委任状に当該代理人が当該権限を有する旨を明記するよう要求することができる。

(d) 書類に代理人として記載されている者が官庁に対し当該書類を提出する場合において、当該官庁が当該書類を受理した時に必要な委任状が当該官庁に提出されていないときは、締約国は、自国が定める期間内に（規則で定める最小限の期間についての規定に従うことを条件とする。）委任状を当該官庁に提出するよう要求することができる。締約国は、委任状が自国が定める期間内に官庁に提出されない場合には当該者が提出した書類は効力を有しない旨を定めることができる。

(4) 「委任状についての言及」

締約国は、自国の官庁に対する手続のために代理人が当該官庁に提出する書類において当該代理人の行為の根拠となる委任状について言及するよう要求することができる。

(5) 「その他の要件の禁止」

いかなる締約国も、(3)及び(4)に規定する事項に関し、(3)及び(4)並びに第八条に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。

(6) 「証拠」

締約国は、自国の官庁が(3)及び(4)に規定する書類に記載された事項の真実性について合理的な疑義を有する場合には、証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

第五条 出願日

(1) 「許容される要件」

(a) 締約国は、(b)及び(2)の規定に従うことを条件として、第八条(2)の規定に基づいて要求する言語で記載された次のものを自国の官庁が受理した日を出願日として認める。

(i) 標章の登録を求める旨の明示的又は黙示的な表示

- (ii) 出願人を特定することができる表示
- (iii) 出願人又はその代理人がある場合には当該代理人に官庁が連絡することを可能とする表示
- (iv) 登録を求める標章を十分鮮明に表す一のもの
- (v) 登録を求める商品又はサービスの一覧表
- (vi) 第三条(1)(a)(~~vi~~)又は(b)の規定が適用される場合には、それぞれ、自国の法令が要求する同条(1)(a)(~~vi~~)に規定する宣言書又は同条(1)(b)に規定する宣言書及び証拠
- (b) 締約国は、(a)(i)から(vi)までに規定するものの全部ではなく一部又は(a)(i)から(vi)までに規定するものであつて第八条(2)の規定に基づいて要求する言語以外の言語で記載されたものを自国の官庁が受理した日を出願日として認めることができる。

(2) 「許容される追加的な要件」

- (a) 締約国は、必要な料金が支払われるまで出願日の認定を行わない旨を定めることができる。
- (b) 締約国は、この条約の締約国となる時に(a)に定める要件を適用する場合に限り、当該要件を適用することができる。

(3) 「補完及び期間」

(1)及び(2)の規定に係る補完の方法及び期間は、規則で定める。

(4) 「その他の要件の禁止」

いかなる締約国も、出願日に関し、(1)及び(2)に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。

第六条 二以上の類に属する商品又はサービスに係る単一の登録

ニース分類の二以上の類に属する商品又はサービスが一の願書に記載されている場合には、この出願は、一の登録をもたらず。

第七条 出願及び登録の分割

(1) 「出願の分割」

(a) 二以上の商品又はサービスを掲げる出願（以下「もとの出願」という。）は、次の期間中、出願人により又は出願人の申請により、もとの出願に掲げる商品又はサービスを二以上の出願に分配することにより、よって当該二以上の出願（以下「分割出願」という。）に分割することができる。分割出願は、当該も

との出願の出願日及び優先権がある場合にはその利益を維持するものとする。

- (i) 少なくとも、標章の登録に関し官庁が決定するまでの間
  - (ii) 標章を登録する旨の官庁の決定に対する異議申立手続の期間
  - (iii) 標章の登録に関する決定に対する不服申立手続（(i)の官庁に対するものを除く。）の期間
- (b) 締約国は、(a)の規定に従うことを条件として、出願の分割の要件（料金の支払等）を定めることができる。

## (2) 「登録の分割」

(1)の規定は、登録の分割について準用する。登録の分割は、次の期間中、認められる。ただし、締約国は、自国の法令が第三者に対し標章の登録前に当該標章の登録に異議を申し立てることを認める場合には、登録の分割を認めないことができる。

- (i) 第三者が官庁に対して登録の有効性を争う手続の期間
- (ii) (i)の手続において官庁が行った決定に対する不服申立手続（当該官庁に対するものを除く。）の期

間

## 第八条 書類

### (1) 「書類の送付手段及び形態」

締約国は、書類の送付手段を選択することができるものとし、書面に記載された書類、電磁的形態の書類又はその他の形態の書類を認めるかどうかを選択することができる。

### (2) 「書類の言語」

(a) 締約国は、書類が自国の官庁によつて認められた一の言語で記載されるよう要求することができる。

官庁が二以上の言語を認める場合には、出願人、名義人その他の関係する者に対し、当該官庁について適用されるその他の言語上の要件を満たすよう要求することができる。ただし、書類のいかなる事項についても、二以上の言語で記載されるよう要求することはできない。

(b) いかなる締約国も、この条約に規定する場合を除くほか、書類の翻訳についての真正の証明その他の証明を要求することができない。

(c) 締約国が書類について自国の官庁によつて認められた一の言語で記載されるよう要求しない場合には、当該官庁は、公式の翻訳者又は代理人が当該書類を当該官庁が認める一の言語に翻訳したものを合

理的な期間内に提出するよう要求することができる。

(3) 「書面に記載された書類の署名」

(a) 締約国は、書面に記載された書類に出願人、名義人その他の関係する者が署名するよう要求することができる。締約国は、書面に記載された書類に署名するよう要求する場合には、規則で定める要件を満たすいかなる署名も認める。

(b) いかなる締約国も、署名についての真正の証明を要求することができない。ただし、署名が登録の放棄に関するものである場合において、自国の法令が署名についての証明を要求する旨を定めるときは、この限りでない。

(c) (b)の規定にかかわらず、締約国は、自国の官庁が書面に記載された書類の署名の真正について合理的な疑義を有する場合には、証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

(4) 「電磁的形態又は電子的な送付手段によって提出される書類」

締約国は、電磁的形態又は電子的な送付手段による書類の提出を認める場合には、当該書類が規則で定める要件を満たすよう要求することができる。

## (5) 「書類の提出」

締約国は、関連するモデル国際様式が規則で定められている場合には、当該モデル国際様式に相当する内容の書類の提出を認める。

## (6) 「その他の要件の禁止」

いかなる締約国も、(1)から(5)までの規定に関し、この条に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。

## (7) 「代理人との通信手段」

この条のいかなる規定も、出願人、名義人その他の関係する者とその代理人との間の通信手段について定めるものではない。

## 第九条 商品又はサービスの分類

## (1) 「商品又はサービスの表示」

登録及び官庁が行う公告（出願又は登録に関係し、かつ、商品又はサービスを表示するもの）については、ニース分類の類に従って類別された商品又はサービスの名称を表示する。類別された商品又はサービス

スの各群の前には当該群が属する同分類の類の番号を付するものとし、同分類の類の番号の順序で各群を表示する。

(2) 「同一の又は異なる類に属する商品又はサービス」

(a) 商品又はサービスは、登録又は官庁が行う公告においてニース分類の同一の類に表示されているという理由によつては、互いに類似するものと認めることができない。

(b) 商品又はサービスは、登録又は官庁が行う公告においてニース分類の異なる類に表示されているという理由によつては、互いに類似するものでないと認めることができない。

#### 第十条 氏名若しくは名称又は住所の変更

(1) 「名義人の氏名若しくは名称又は住所の変更」

(a) 名義人である者には変更はないが名義人の氏名若しくは名称又は住所に変更があつた場合には、締約国は、自国の官庁に対する標章登録簿における変更の記録の申請が、関係する登録の登録番号及び記録すべき変更を記載した書類により名義人によつて行われることを認める。

(b) 締約国は、申請書に次の事項を記載するよう要求することができる。

- (i) 名義人の氏名又は名称及び住所
  - (ii) 名義人が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所
  - (iii) 名義人が送達のための宛先を有する場合には、当該宛先
  - (c) 締約国は、申請に関し、料金を自国の官庁に支払うよう要求することができる。
  - (d) 変更の記録は、当該変更が二以上の登録に係るものであっても、一の申請書で求めることができる。ただし、全ての関係する登録の登録番号が当該申請書に記載されている場合に限る。
- (2) 「出願人の氏名若しくは名称又は住所の変更」
- 変更が出願又は出願及び登録の双方に係る場合には、(1)の規定を準用する。この場合において、関係する出願の出願番号が付されていないとき、又は出願人若しくはその代理人が当該関係する出願の出願番号を知らないときは、申請は、規則で定める他の方法で当該関係する出願を特定して行うものとする。
- (3) 「代理人の氏名若しくは名称若しくは住所又は送達のための宛先の変更」
- (1)の規定は、代理人がある場合にはその氏名若しくは名称又は住所の変更について、送達のための宛先がある場合には当該宛先の変更について準用する。

(4) 「その他の要件の禁止」

いかなる締約国も、この条に規定する申請に関し、(1)から(3)まで及び第八条に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。特に、変更に関する証明書の提出については、要求することができない。

(5) 「証拠」

締約国は、自国の官庁が申請書に記載された事項の真実性について合理的な疑義を有する場合には、証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

第十一条 権利の移転

(1) 「登録に係る権利の移転」

(a) 名義人である者に変更があった場合には、締約国は、自国の官庁に対する標章登録簿における移転の記録の申請が、関係する登録の登録番号及び記録すべき移転を記載した書類により名義人又は権利を取得した者（以下「新権利者」という。）によって行われることを認める。

(b) 権利の移転が契約によるものである場合には、締約国は、申請書に、当該移転が契約によるものであ

ることを記載し、及び申請人の選択により次のいずれかのものを添付するよう要求することができる。

(i) 契約書の写し。当該写しについては、公証人その他の権限のある公の当局が当該契約書の原本と同一の内容であることを認証するよう要求することができる。

(ii) 契約書における当該権利の移転を表示する部分の抄本。当該抄本については、公証人その他の権限のある公の当局が当該契約書の真正な抄本であることを認証するよう要求することができる。

(iii) 規則で定める様式及び内容で作成され、かつ、名義人及び新権利者の双方が署名した譲渡証明書であつて、認証されていないもの

(iv) 規則で定める様式及び内容で作成され、かつ、名義人及び新権利者の双方が署名した譲渡文書であつて、認証されていないもの

(c) 権利の移転が合併によるものである場合には、締約国は、申請書に、当該移転が合併によるものであることを記載し、及び権限のある当局が発行する合併を証明する文書の写し（例えば、商業登記簿の抄本の写し）を添付するよう要求することができる。当該写しについては、当該文書を発行した当局又は公証人その他の権限のある公の当局が当該文書の原本と同一の内容であることを認証するよう要求する

ことができる。

(d) 移転が一部の共同名義人に係るものであるが全部の共同名義人に係るものではなく、かつ、当該移転が契約又は合併によるものである場合には、締約国は、権利の移転に関係しない共同名義人が自己の署名した文書において当該権利の移転に明示の同意を与えるよう要求することができる。

(e) 権利の移転が契約又は合併によるものでなく、法令の実施、裁判所の決定その他の理由によるものである場合には、締約国は、申請書に、当該移転が契約又は合併によるものでないことを記載し、及び当該移転を証明する文書の写しを添付するよう要求することができる。当該写しについては、当該文書を発行した当局又は公証人その他の権限のある公の当局が当該文書の原本と同一の内容であることを認証するよう要求することができる。

(f) 締約国は、申請書に次の事項を記載するよう要求することができる。

- (i) 名義人の氏名又は名称及び住所
- (ii) 新権利者の氏名又は名称及び住所
- (iii) 新権利者がいずれかの国の国民である場合には当該国の名称、新権利者がいずれかの国に住所を有

する場合には当該国の名称及び新権利者がいずれかの国に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する場合には当該国の名称

(iv) 新権利者が法人である場合には、当該法人の法的性質並びにその法令に基づいて当該法人が設立された国の名称及び該当するときは当該国の地域であつてその法令に基づいて当該法人が設立されたものの名称

(v) 名義人が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所

(vi) 名義人が送達のための宛先を有する場合には、当該宛先

(vii) 新権利者が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所

(viii) 新権利者に対し第四条(2)(b)の規定に基づき送達のための宛先を有するよう要求する場合には、当該宛先

(g) 締約国は、申請に関し、料金を自国の官庁に支払うよう要求することができる。

(h) 移転の記録は、当該移転が二以上の登録に係るものであつても、一の申請書で求めることができる。

ただし、各登録における名義人及び新権利者がそれぞれ同一であり、かつ、全ての関係する登録の登録

番号が当該申請書に記載されている場合に限る。

(i) 権利の移転が名義人の登録に掲げる商品又はサービスの全てには影響を及ぼさない場合において、関係法令がこのような移転の記録を認めるときは、官庁は、当該移転に係る商品又はサービスについて個別の登録を行う。

(2) 「出願に係る権利の移転」

権利の移転が出願又は出願及び登録の双方に係る場合には、(1)の規定を準用する。この場合において、関係する出願の出願番号が付されていないとき、又は出願人若しくはその代理人が当該関係する出願の出願番号を知らないときは、申請は、規則で定める他の方法で当該関係する出願を特定して行うものとする。

(3) 「その他の要件の禁止」

いかなる締約国も、この条に規定する申請に関し、(1)及び(2)並びに第八条に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。特に、次の要件については、要求することができない。

(i) 商業登記簿の証明書及び抄本を提出すること。ただし、(1)(c)の規定が適用される場合を除く。

- (ii) 新権利者が工業上又は商業上の業務を行っている旨を表示し、及びこのことについての証拠を提出すること。
- (iii) 権利の移転によって影響を受ける商品又はサービスに係る業務を新権利者が行っている旨を表示し、及びこのことについての証拠を提出すること。
- (iv) 名義人が事業又は関連するのれんの全部又は一部を新権利者に譲渡した旨を表示し、及びこのことについての証拠を提出すること。

(4) 「証拠」

締約国は、自国の官庁がこの条に規定する申請書又は文書に記載された事項の真実性について合理的な疑義を有する場合には、証拠又は(1)(c)若しくは(e)の規定が適用されるときは追加的な証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

第十二条 誤りの訂正

- (1) 「登録に係る誤りの訂正」
- (a) 締約国は、自国の官庁に提出された願書その他の申請書における誤りであつて標章登録簿又は当該官

庁が行う公告に反映されるものの訂正の申請が、関係する登録の登録番号、訂正すべき誤り及び記入すべき訂正を記載した書類により名義人によって行われることを認める。

(b) 締約国は、申請書に次の事項を記載するよう要求することができる。

(i) 名義人の氏名又は名称及び住所

(ii) 名義人が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所

(iii) 名義人が送達のための宛先を有する場合には、当該宛先

(c) 締約国は、申請に関し、料金を自国の官庁に支払うよう要求することができる。

(d) 誤りの訂正は、一の者の二以上の登録に係るものであつても、一の申請書で求めることができる。ただし、各登録における誤り及びその訂正がそれぞれ同一であり、かつ、全ての関係する登録の登録番号が当該申請書に記載されている場合に限る。

(2) 「出願に係る誤りの訂正」

誤りが出願又は出願及び登録の双方に係る場合には、(1)の規定を準用する。この場合において、関係する出願の出願番号が付されていないとき、又は出願人若しくはその代理人が当該関係する出願の出願番号

を知らないときは、申請は、規則で定める他の方法で当該関係する出願を特定して行うものとする。

(3) 「その他の要件の禁止」

いかなる締約国も、この条に規定する申請に関し、(1)及び(2)並びに第八条に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。

(4) 「証拠」

締約国は、主張された誤りが現に誤りであるということについて自国の官庁が合理的な疑義を有する場合には、証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

(5) 「官庁による誤り」

締約国の官庁は、職権により又は申請により無料で自己の誤りを訂正する。

(6) 「訂正することができない誤り」

いかなる締約国も、自国の法令によって訂正することができないものとされる誤りについて、(1)、(2)及び(5)の規定を適用する義務を負わない。

第十三条 登録の存続期間及び更新

(1) 「更新の申請書に記載する事項及び料金」

(a) 締約国は、登録の更新について申請書の提出を条件とし、及び当該申請書に次の事項の全部又は一部を記載するよう要求することができる。

- (i) 更新を求める旨の表示
- (ii) 名義人の氏名又は名称及び住所
- (iii) 関係する登録の登録番号
- (iv) 当該締約国の選択により、関係する登録をもたらした出願の出願日又は関係する登録の登録日
- (v) 名義人が代理人を有する場合には、当該代理人の氏名又は名称及び住所
- (vi) 名義人が送達のための宛先を有する場合には、当該宛先
- (vii) 当該締約国が標章登録簿に記載されている商品又はサービスの一部についてのみ行われる登録の更新を認め、かつ、このような更新の申請が行われる場合には、ニース分類の類に従って類別された当該申請に係る記録された商品若しくはサービスの名称又は当該申請に係るものでない記録された商品若しくはサービスの名称（類別された商品又はサービスの各群の前には当該群が属する同分類の類の

番号を付するものとし、同分類の類の番号の順序で各群を表示する。）

(viii) 当該締約国が名義人又はその代理人以外の者によって更新の申請書が提出されることを認め、かつ、当該申請書が当該者によって提出される場合には、当該者の氏名又は名称及び住所

(b) 締約国は、更新の申請に関し、料金を自国の官庁に支払うよう要求することができる。料金が登録の最初の存続期間又は更新の存続期間に関して支払われた場合には、当該期間における登録の存続については、料金の支払を更に要求することができない。使用に関する宣言書又は証拠の提出に係る料金は、この(b)の規定の適用上、登録の存続のために要求される支払とは認められないものとし、この(b)の規定によつて影響を受けない。

(c) 締約国は、自国の法令で定める期間内に（規則で定める最小限の期間についての規定に従うことを条件とする。）、更新の申請書を自国の官庁に提出し、及び(b)に規定する料金（更新の申請に係るもの）を自国の官庁に支払うよう要求することができる。

(2) 「その他の要件の禁止」

いかなる締約国も、更新の申請に関し、(1)及び第八条に定める要件以外の要件を満たすよう要求するこ

とができない。特に、次のものの提出については、要求することができない。

- (i) 標章を表すもの及び標章を特定するその他のもの
- (ii) 他の標章登録簿において、標章が登録され、又は標章の登録が更新されていることについての証拠
- (iii) 標章の使用に関する宣言書又は証拠

(3) 「証拠」

締約国は、自国の官庁が更新の申請書に記載された事項の真実性について合理的な疑義を有する場合には、更新の申請の審査において証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

(4) 「実体についての審査の禁止」

いかなる締約国の官庁も、登録の更新に際し実体について審査することができない。

(5) 「存続期間」

登録の最初の存続期間及び各更新の存続期間は、十年とする。

第十四条 期間を遵守しなかった場合の救済措置

(1) 「期間の満了前の救済措置」

締約国は、出願又は登録に関する自国の官庁に対する手続における行為のための期間の満了前に当該期間の延長についての申請書が当該官庁に提出された場合には当該期間を延長する旨を定めることができる。

(2) 「期間の満了後の救済措置」

締約国は、出願人、名義人その他の関係する者が出願又は登録に関する自国の官庁に対する手続における行為のための期間（以下「関係する期間」という。）を遵守しなかった場合において救済措置についての申請書が当該官庁に提出されたときは規則で定める要件に従って次の一又は二以上の救済措置をとる旨を定める。

- (i) 関係する期間を規則で定める期間延長すること。
- (ii) 当該出願又は登録に関する処理を継続すること。
- (iii) 状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず関係する期間が遵守されなかったと自国の官庁が認める場合又は当該締約国の選択により、関係する期間が遵守されなかったことが故意でなかったと自国の官庁が認める場合には、当該出願又は登録に関する出願人、名義人その他の関係す

る者の権利を回復すること。

(3) 「例外」

いかなる締約国も、規則で定める例外に関し、(2)に規定する救済措置をとる旨を定めることを要しない。

(4) 「料金」

締約国は、(1)及び(2)に規定する救済措置に関し、料金を支払うよう要求することができる。

(5) 「その他の要件の禁止」

いかなる締約国も、(2)に規定する救済措置に関し、この条及び第八条に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。

第十五条 パリ条約を遵守する義務

締約国は、パリ条約の規定で標章に関するものを遵守する。

第十六条 サービス・マーク

締約国は、サービス・マークを登録し、パリ条約の商標に関する規定をサービス・マークについて適用す

る。

### 第十七条 使用権の記録の申請

#### (1) 「記録の申請に関する要件」

締約国は、自国の法令が自国の官庁において使用権を記録することについて定める場合には、その記録の申請書について次のことを要求することができる。

- (i) 規則で定める要件に従って提出すること。
- (ii) 規則で定める補助的な文書を添付すること。

#### (2) 「料金」

締約国は、使用権の記録に関し、料金を自国の官庁に支払うよう要求することができる。

#### (3) 「二以上の登録に係る単一の申請」

使用権の記録は、当該使用権が二以上の登録に係るものであっても、一の申請書で求めることができる。ただし、全ての関係する登録の登録番号が当該申請書に記載されており、全ての登録における名義人及び使用権者がそれぞれ同一であり、並びに全ての登録に関して規則に従って使用権の範囲が当該申請書

に記載されていることを条件とする。

(4) 「その他の要件の禁止」

(a) いかなる締約国も、自国の官庁において使用権を記録することに関し、(1)から(3)まで及び第八条に定める要件以外の要件を満たすよう要求することができない。特に、次の要件については、要求することができない。

(i) 使用権の対象となる標章の登録証書を提出すること。

(ii) 使用権の契約書又はその翻訳を提出すること。

(iii) 使用権の契約の財政的条件を表示すること。

(b) (a)の規定は、標章登録簿に使用権を記録すること以外のことを目的とする情報の開示に関する締約国の法令に基づくいかなる義務にも影響を及ぼすものではない。

(5) 「証拠」

締約国は、自国の官庁が申請書又は規則に規定する文書に記載された事項の真実性について合理的な疑義を有する場合には、証拠を当該官庁に提出するよう要求することができる。

## (6) 「出願に係る申請」

締約国の法令が出願の際の使用権の記録について定める場合には、(1)から(5)までの規定は、当該記録の申請について準用する。

## 第十八条 使用権の記録の修正又は取消しの申請

## (1) 「申請に関する要件」

締約国は、自国の法令が自国の官庁において使用権を記録することについて定める場合には、使用権の記録の修正又は取消しの申請書について次のことを要求することができる。

- (i) 規則で定める要件に従って提出すること。
- (ii) 規則で定める補助的な文書を添付すること。

## (2) 「その他の要件」

前条(2)から(6)までの規定は、使用権の記録の修正又は取消しの申請について準用する。

## 第十九条 使用権が記録されていないことの影響

## (1) 「登録の有効性及び標章の保護」

締約国の官庁又は他の当局において使用権が記録されていないことは、使用権の対象となる標章の登録の有効性又は当該標章の保護に影響を及ぼすものではない。

(2) 「使用権者の一定の権利」

締約国は、使用権者が名義人が提起した標章の侵害に係る訴訟に参加する権利又は当該訴訟を通じて使用権の対象となる標章の侵害から生じた損害の賠償を受ける権利を当該締約国の法令に基づいて有するた  
めの条件として、使用権の記録を要求することができない。

(3) 「使用権が記録されていない場合の標章の使用」

締約国は、標章についての権利の取得、維持及び行使に関する手続において使用権者による標章の使用を名義人による使用とみなすための条件として、使用権の記録を要求することができない。

第二十条 使用権の表示

標章が使用権に基づいて使用されている旨を表示するよう締約国の法令が要求している場合において、この要求を完全に又は部分的に満たしていないことは、使用権の対象となる標章の登録の有効性又は当該標章の保護に影響を及ぼすものではなく、また、前条(3)の規定の適用に影響を及ぼすものではない。

## 第二十一条 却下し、又は拒絶しようとする場合の意見

官庁は、第三条の規定による出願又は第七条、第十条から第十四条まで、第十七条若しくは第十八条の規定による申請に関し、却下し、又は拒絶しようとすることについて合理的な期間内に意見を述べる機会を出願人又は申請人に与えることなく、その全部又は一部を却下し、又は拒絶することができない。第十四条の規定に関しては、救済措置を申請する者がその申請に係る決定の根拠となり得る事実について意見を提出する機会を既に与えられている場合には、いかなる官庁も、意見を述べる機会を与えることを要しない。

## 第二十二條 規則

## (1) 「内容」

- (a) この条約に附属する規則には、次の事項に関する規定を設ける。
  - (i) この条約が明示的に「規則で定める」と規定する事項
  - (ii) この条約の規定を実施するために有用な細目
  - (iii) 事務的な要件、事項又は手続
- (b) 規則には、モデル国際様式も含める。

(2) 「規則の修正」

規則の修正には、(3)の規定が適用される場合を除くほか、投じられた票の四分の三以上の多数による議決を必要とする。

(3) 「全会一致が要件とされる場合」

(a) 規則は、全会一致の場合に限って修正することができる。  
(b) (a)の規定により規則において特定される規定の追加又は削除をもたらす規則の修正には、全会一致を必要とする。

(c) 全会一致の要件が満たされるかどうかを決定するに当たっては、実際に投じられた票のみを考慮する。棄権は、投票とみなさない。

(4) 「この条約と規則との抵触」

この条約の規定と規則の規定とが抵触する場合には、この条約の規定が優先する。

第二十三条 総会

(1) 「構成」

- (a) 締約国は、総会を設置する。
- (b) 各締約国は、総会において一人の代表により代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。各代表は、一の締約国のみを代表することができる。

(2) 「任務」

総会は、次のことを行う。

- (i) この条約の発展に関する問題を取り扱うこと。
- (ii) 規則（モデル国際様式を含む。）を修正すること。
- (iii) (ii)に規定する修正がそれぞれ適用される日に関する条件を定めること。
- (iv) この条約の規定を実施するために適切と認める他の任務を遂行すること。

(3) 「定足数」

- (a) 総会については、国である総会の構成国の二分の一をもって定足数とする。
- (b) 総会は、(a)の規定にかかわらず、いずれの会合においても、代表を出した国である総会の構成国の数が国である総会の構成国の二分の一に満たないが三分の一以上である場合には、決定を行うことができ

る。ただし、その決定は、総会の手続に関する決定を除くほか、以下の条件が満たされた場合にのみ効力を生ずる。すなわち、国際事務局は、代表を出さなかった国である総会の構成国に対し、その決定を通報し、その通報の日から三箇月の期間内に賛否又は棄権を書面によって表明するよう要請する。当該期間の満了の時に、賛否又は棄権を表明した国である総会の構成国の数が当該会合の定足数の不足を満たすこととなり、かつ、必要とされる多数の賛成がなお存在する場合には、当該決定は、効力を生ずる。

(4) 「総会における決定」

- (a) 総会は、コンセンサス方式によって決定するよう努める。
- (b) コンセンサス方式によって決定することができない場合には、問題となっている事項は、投票によって決定する。この場合には、次のとおり投票する。
  - (i) 国である締約国は、それぞれ一の票を有し、自国の名においてのみ投票する。
  - (ii) 政府間機関である締約国は、当該政府間機関の構成国であつてこの条約の締約国であるものの総数に等しい数の票により、当該構成国に代わつて投票に参加することができる。当該政府間機関は、当

該構成国のいずれかが自国の投票権を行使する場合には、投票に参加してはならない。また、当該政府間機関が自らの投票権を行使する場合には、当該構成国のいずれも、投票に参加してはならない。さらに、当該政府間機関は、当該政府間機関の構成国であつてこの条約の締約国であるものが締約国である他の政府間機関の構成国であり、かつ、当該他の政府間機関が投票に参加する場合には、当該投票に参加してはならない。

(5) 「多数による議決」

(a) 総会の決定には、前条(2)及び(3)の規定が適用される場合を除くほか、投じられた票の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

(b) 必要とされる多数が得られたかどうかを決定するに当たっては、実際に投じられた票のみを考慮する。棄権は、投票とみなさない。

(6) 「会合」

総会は、事務局長の招集により会合するものとし、例外的な場合を除くほか、機関の一般総会と同一期間中に同一の場所において会合する。

(7) 「手続規定」

総会は、その手続規定（臨時会合の招集に関する規定を含む。）を定める。

第二十四条 国際事務局

(1) 「管理業務」

(a) 国際事務局は、この条約に関連する管理業務を行う。

(b) 国際事務局は、特に、会合の準備を行い、並びに総会並びに総会が設置する専門家委員会及び作業部会の事務局の職務を行う。

(2) 「総会以外の会合」

事務局長は、総会が設置する委員会及び作業部会を招集する。

(3) 「総会及び他の会合における国際事務局の役割」

(a) 事務局長及び事務局長の指名する者は、総会並びに総会が設置する委員会及び作業部会の全ての会合に投票権なしで参加する。

(b) 事務局長又は事務局長の指名する一人の職員は、当然に、総会並びに(a)に規定する委員会及び作業部

会における事務局の長としての職務を行う。

(4) 「会議」

(a) 国際事務局は、総会の指示に従って改正会議の準備を行う。

(b) 国際事務局は、(a)に規定する準備に関し、機関の加盟国、政府間機関並びに国際的な及び国内の非政府機関と協議することができる。

(c) 事務局長及び事務局長の指名する者は、改正会議における審議に投票権なしで参加する。

(5) 「他の任務」

国際事務局は、この条約に関連して国際事務局に与えられる他の任務を遂行する。

第二十五条 改正又は修正

この条約は、外交会議によってのみ改正し、又は修正することができる。外交会議の招集は、総会が決定する。

第二十六条 締約国となるための手続

(1) 「資格」

次の国及び政府間機関は、この条約に署名することができ、また、(2)及び(3)並びに第二十八条(1)及び(3)の規定に従うことを条件として、締約国となることができる。

- (i) 機関の加盟国であつて、自国の官庁に標章を登録することができるもの
- (ii) 政府間機関であつて、その設立条約が適用される領域、その全ての構成国又は関係する出願において登録のために指定された構成国において効力を有するものとして標章を登録することができる官庁を維持するもの。ただし、当該政府間機関の全ての構成国が機関の加盟国である場合に限る。
- (iii) 機関の加盟国であつて、機関の加盟国である他の特定の国の官庁を通じてのみ標章を登録することができるもの
- (iv) 機関の加盟国であつて、当該加盟国が構成国である政府間機関が維持する官庁を通じてのみ標章を登録することができるもの
- (v) 機関の加盟国であつて、機関の加盟国群に共通の官庁を通じてのみ標章を登録することができるもの

(2) 「批准又は加入」

- (1)に規定する国及び政府間機関は、次のものを寄託することができる。
- (i) この条約に署名している場合には、批准書
- (ii) この条約に署名していない場合には、加入書

(3) 「寄託が有効となる日」

批准書又は加入書の寄託が有効となる日は、次のとおりとする。

- (i) (1)(i)に規定する国については、当該国の批准書又は加入書が寄託された日
- (ii) 政府間機関については、当該政府間機関の批准書又は加入書が寄託された日
- (iii) (1)(iii)に規定する国については、以下の条件が満たされた日。すなわち、当該国の批准書又は加入書が寄託され、かつ、他の特定の国の批准書又は加入書が寄託されたこと。

- (iv) (1)(iv)に規定する国については、当該国が構成国である政府間機関の批准書又は加入書が寄託された日

- (v) (1)(v)に規定する加盟国群の国については、当該加盟国群の全ての国の批准書又は加入書が寄託された日

第二十七条 千九百九十四年の商標法条約及びこの条約の適用

- (1) 「この条約及び千九百九十四年の商標法条約の双方を締結している国との関係」

この条約及び千九百九十四年の商標法条約の双方を締結している国との相互の関係においては、この条約のみを適用する。

- (2) 「この条約の締約国とこの条約の締約国でない千九百九十四年の商標法条約を締結している国との間の関係」

この条約及び千九百九十四年の商標法条約の双方を締結している国は、この条約の締約国でない千九百九十四年の商標法条約を締結している国との関係において、千九百九十四年の商標法条約を引き続き適用する。

第二十八条 効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日

- (1) 「考慮されるべき文書」

この条の規定の適用上、第二十六条(1)に規定する国又は政府間機関によって寄託され、かつ、同条(3)の規定に従ってその寄託が有効となった批准書又は加入書のみが考慮される。

## (2) 「この条約の効力発生」

この条約は、十の国又は第二十六条(1)(ii)に規定する政府間機関が批准書又は加入書を寄託した後三箇月で効力を生ずる。

## (3) 「この条約の効力発生後の批准又は加入の効力発生」

(2)に規定する国及び政府間機関以外の国及び政府間機関は、その批准書又は加入書を寄託した日の後三箇月でこの条約に拘束される。

## 第二十九条 留保

## (1) 「特別の種類」の標章」

いずれの国又は政府間機関も、第二条(1)及び(2)(a)の規定にかかわらず、留保を付することにより、第三条(1)、第五条、第七条、第八条(5)、第十一条又は第十三条の規定を連合標章、防護標章又は派生標章について適用しない旨を宣言することができる。留保には、当該留保に係る規定を明示する。

## (2) 「複数の類についての登録」

いずれの国又は政府間機関も、この条約の採択の日において自らの法令が商品に係る複数の類について

一の登録及びサービスに係る複数の類についての一の登録について定める場合には、この条約への加入に際し、留保を付することにより、第六条の規定を適用しない旨を宣言することができる。

(3) 「更新に際し実体について審査すること」

いずれの国又は政府間機関も、第十三条(4)の規定にかかわらず、留保を付することにより、自らの官庁がサービスに係る登録の最初の更新に際し実体について審査することができる旨を宣言することができる。ただし、その審査は、この条約の効力発生前にサービス・マークの登録制度を導入した国又は政府間機関の法令が効力を生じた後六箇月の期間内に行われた出願に基づく重複登録を除去するためのものに限定される。

(4) 「使用者の一定の権利」

いずれの国又は政府間機関も、第十九条(2)の規定にかかわらず、留保を付することにより、使用者が名義人が提起した標章の侵害に係る訴訟に参加する権利又は当該訴訟を通じて使用権の対象となる標章の侵害から生じた損害の賠償を受ける権利を当該国又は政府間機関の法令に基づいて有するための条件として使用権の記録を要求する旨を宣言することができる。

## (5) 「方法」

(1)から(4)までの規定に基づく留保については、留保を行う国又は政府間機関のこの条約の批准書又は加入書に伴う宣言において付する。

## (6) 「撤回」

(1)から(4)までの規定に基づく留保については、いつでも撤回することができる。

## (7) 「その他の留保の禁止」

留保は、(1)から(4)までの規定に基づいて認められる留保を除くほか、この条約のいかなる規定についても認められない。

## 第三十条 この条約の廃棄

## (1) 「通告」

いずれの締約国も、事務局長に宛てた通告によりこの条約を廃棄することができる。

## (2) 「効力発生の日」

廃棄は、事務局長が(1)に規定する通告を受領した日から一年で効力を生ずる。廃棄は、これを行った締

約国に関し、当該一年の期間が満了した時に係属中の出願又は登録されている標章についてのこの条約の適用に影響を及ぼさない。ただし、廃棄を行った締約国は、当該一年の期間が満了した後、いかなる登録についても、登録を更新すべき日からこの条約の適用を停止することができる。

### 第三十一条 この条約の言語及び署名

#### (1) 「原本及び公定訳文」

(a) この条約に関しては、ひとしく正文である英語、アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による原本一通について署名する。

(b) 事務局長は、(a)に規定していない言語を公用語とする締約国その他関係締約国と協議の上、当該言語による公定訳文を作成する。

#### (2) 「署名のための期間」

この条約は、その採択の後一年間、機関の本部において署名のために開放しておく。

### 第三十二条 寄託者

この条約の寄託者は、事務局長とする。

